

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	区民葬儀利用者助成事業に係る外部結合等について
--------	-------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合、業務委託）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

事業の概要

事業名	区民葬儀利用者助成事業
担当課	戸籍住民課
目的	特別区が定めた要件を満たす新宿区民に対し、区民葬儀利用者助成金を交付するため。
対象者	<p>区民葬儀の祭壇券又は霊柩車券を利用し、指定火葬場を利用した葬祭執行者のうち①又は②に該当する者</p> <p>① 逝去者が死亡時に新宿区の住民基本台帳に記録されていたこと</p> <p>② 逝去者が死亡時に特別区以外の住民基本台帳に記録されており、火葬を行った日において葬祭執行者が新宿区の住民基本台帳に記録されていること</p>
事業内容	<p>1 概要</p> <p>特別区は令和8年4月より、区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民営火葬場（以下「指定火葬場」という。）において、最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とする23区共通の助成制度を創設することとした。新宿区においても、要件を満たす申請者に対して、助成金（27,000円。ただし、満6歳以下は15,000円。）を支給する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>区民葬儀利用者助成事業における電子申請を受け付けるため、LoGoフォームとの外部結合を行う。</p> <p>なお、本事業の電子申請において、マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用することから、個人情報保護管理運営会議に付議する。</p> <p>（2）業務委託</p> <p>助成金の交付を迅速かつ安全に行うため、申請書類の受取り及び内容の確認、区が作成した交付決定通知書の封緘及び投函について、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。</p> <p>なお、委託事業者は現在、戸籍証明書等の郵送請求業務を受託しており、本件業務を委託契約に追加することで対応する。</p> <p>3 想定件数（年間）</p> <p>約240件</p> <p>※個人情報の流れは、資料53-1のとおり</p>

件名 新たな電子申請サービス (L o G o フォーム) の利用に係る外部結合について

保有課 (担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	区民葬儀利用者助成事業
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	氏名、フリガナ、住所、死亡者との続柄、連絡先、振込先口座情報、逝去者の情報 (氏名、フリガナ、住所、生年月日、死亡年月日)、火葬を執り行った日、火葬を執り行った火葬場、助成金申請額、添付書類 (葬儀代金の領収書、火葬料の領収書、振込先の通帳又はキャッシュカード及び逝去者の住民票の除票の写し (逝去者の住民登録地が特別区以外の場合) のスキャンデータ
結合の相手方	株式会社トラストバンク
結合する理由	当該電子申請サービスは、東京都及び都内の自治体が共同調達・利用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現しているため。また、同サービスを活用することで、申請者は窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができるため。
結合の形態	LGWAN 回線を利用して、当該電子申請サービスの提供がされるクラウドサーバと区のイントラネット端末を接続する。
結合の開始時期と期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 区民葬儀利用者助成事業に係る業務委託について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	区民葬儀利用者助成事業
委託先	アルティウスリンク株式会社 (プライバシーマーク取得済み)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者情報 (葬祭執行者) 氏名、住所、死亡者との続柄、連絡先、振込先の口座情報 ・逝去者情報 氏名、住所、生年月日、死亡年月日
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体 (住民記録システム、郵送申請書類管理システム)
委託理由	<p>助成金の交付を迅速かつ安全に行うため、申請書類の受取り及び内容の確認、区が作成した交付決定通知書の封緘及び投函について、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する必要があるため。</p> <p>なお、委託事業者は現在、戸籍証明書等の郵送請求業務を受託しており、本件業務を委託契約に追加することで対応する。</p>
委託の内容	助成金交付にかかる申請書類の受付業務及び封入封緘業務等
委託の開始時期及び期限	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

区民葬儀利用者助成事業の業務委託に係る個人情報の流れ

申請者（区民等）

【申請書類】

・申請書、葬儀代金の領収書、火葬料の領収書、本人確認書類のコピー、振込先の通帳又はキャッシュカードのコピー、逝去者の住民票の除票の写し（逝去者の住民登録地が特別区以外の場合）



通信暗号化

【インターネット回線】

①申請書類の提出（Logoフォーム、郵送等）

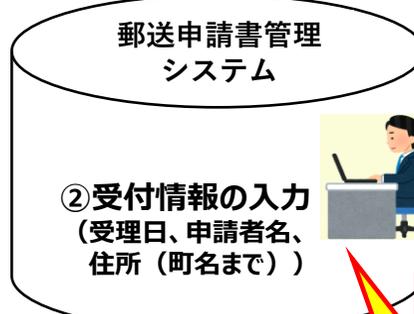
⑧交付決定通知書の郵送

新宿区（戸籍住民課）

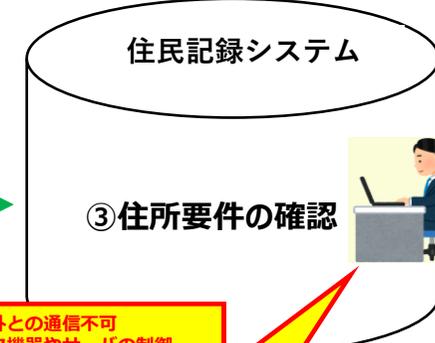
委託先

※新宿区役所本庁舎 6階で業務

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載
- ・鍵付キャビネット等での保管
- ・個人情報の返却
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議



②受付情報の入力
（受理日、申請者名、住所（町名まで））



③住所要件の確認

⑦郵送申請書類管理システムへ処理完了入力

⑥交付決定通知書を手渡し

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

④申請書類手渡し

⑤交付決定通知書の作成



4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。	
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	個人情報保護対策
委託にあたり区が行う 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施するよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築するよう指導する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	○	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
委託にあたり区が行う 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。	
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	個人情報保護対策
委託事業者に行わせる 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施させる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築させる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	○	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	